

編入学生特記事項

1 修業年限と在学期間

修業年限とは、本学の教育課程を修了するために必要な期間で、3年次に編入学した者については通算2年（4学期）と定めています。また、在学期間とは、本学に在籍することができる期間で、上限を通算4年（8学期）と定めています。

修業年限 通算2年（4学期）

在学期間 通算4年（8学期）以内

2 2年間の学修計画

編入学生は、3年次から本学での学修を開始しますが、卒業までの2年間で、個々の興味に応じた体系的な履修を行うためには、既修得単位の取扱いや卒業要件はもちろんのこと、履修上の規則等を十分理解し、綿密な学修計画を立てることが必要です。

3 既修得単位の認定

[1] 包括・弾力認定

編入学前の短期大学等において修得した単位は、当該短期大学等における学修を尊重し、その科目の分野等を問わず、62単位を包括・弾力的に本学において修得したものとして認定します。

[2] 個別認定(α)

前述の [1] で認定される62単位の他に、編入学前の短期大学等において単位を修得した授業科目で、その内容が本学で開設する授業科目に相当し、かつ当該授業科目の単位として認定することが教育上有益と認められる場合は、8単位を上限として単位を追加認定します。

ただし、個別認定する単位数は [1] で認定する62単位と合わせて、編入学前の短期大学等において修得した総単位数を超えないものとします。

個別認定申請方法

対 象	入学前（2017年度編入学生）
申 請 期 間	4月5日（水）～10日（月）
申 請 書 類	① 単位認定申請書兼単位認定通知書（本学所定様式） ② 認定申請する科目の授業内容を明らかにする文書で、次のa又はbのいずれかのもの a 出身校が発行した授業内容の証明書 b 講義概要（写） 注意1 ②について、英語以外の外国語で記載されている場合は、日本語又は英語の訳文を添付してください。 注意2 外国の短期大学等で修得した単位の認定を希望する場合及び②のa又はbのいずれの書類も用意できない場合は、事前に学事課（教務担当）で相談してください。
所定様式配布及び申請書類提出先	学事課（教務担当）
個別認定発表	4月18日（火）学事課（教務担当）で単位認定通知書を直接本人へ交付します。

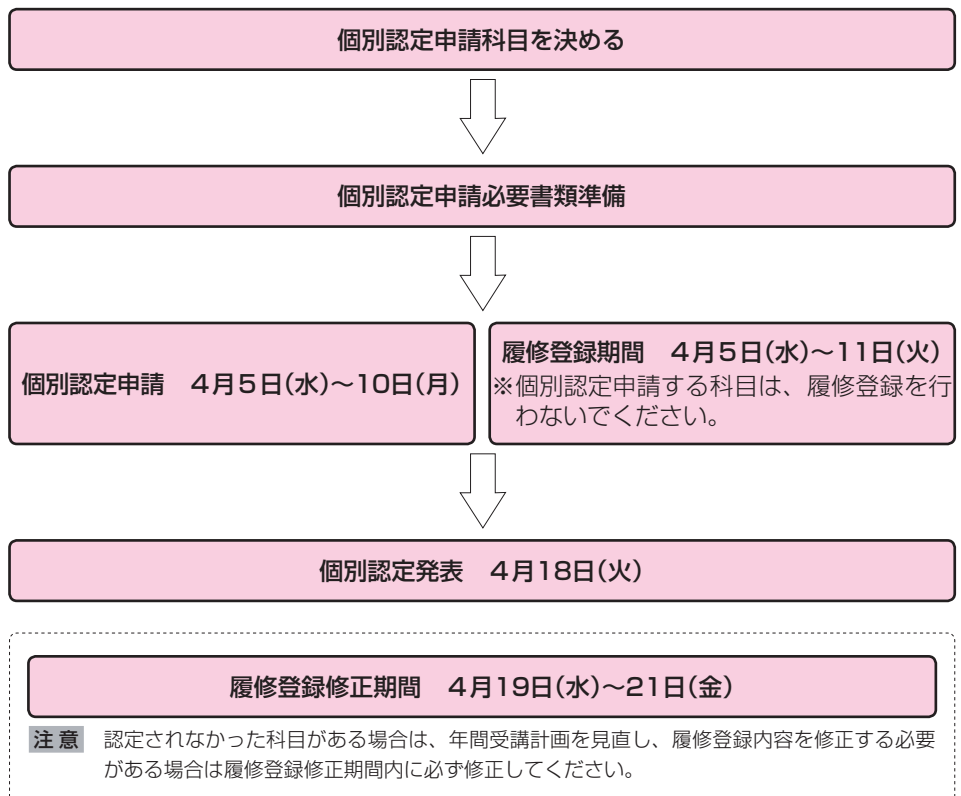
注意 外国の短期大学等で修得した科目は、単位制によらない場合や、単位の換算基準が異なる場合がありますので、本学所定の様式により総授業時間数等を申告してください。（成績証明書等に時間数の記載がない場合は、出身校に問い合わせの上、申告してください。）

個別認定申請と履修登録

個別認定申請と履修登録の手続の流れは、次のとおりです。

年間の受講計画を立てる際は、**申請する科目がすべて認定されることを前提に検討し、履修登録は行わないでください。**

なお、履修登録修正期間は、授業開始から数週間が経過しており、学修に支障をきたすことがあるので、認定申請に当たっては、十分に検討し、安易な申請は慎んでください。



4 コース選択(2017年度編入学生)

2017年度編入学生は、入学時(3年次)から各コースに分かれて学修していくことになります。コース選択は、各コースの概要及び教育課程表等を基に慎重に行ってください。

なお、コースの登録等詳細については、オリエンテーションでお知らせします。

5 卒業要件

3年次に編入学した者は、本学において2年(通算4学期)以上在学(休学期間を除く。)し、学則に定められた卒業所要単位を修得した場合に卒業が認定されます。

卒業に必要な単位数(最低)は、次のとおりです。

2015・2016年度編入学生

グローバル経済コース／生活・環境コース／経営コース

授業科目区分		卒業に必要な単位数		編入学時に認定される単位数	編入学後に修得が必要な単位数
共通科目		32		32	-
専門科目	必修	22		10	12
	選択必修	58	12	8	50
	選択			12	-
合計		124		62(+ α)	62(- α)

注意 α は個別認定の単位数で上限は8単位。ただし、62単位と合わせて編入学前に修得した総単位数を超えてはならない。

参照→具体的な授業科目名称及び必修・選択必修・選択の内訳等→「教育課程表」

6 その他

[1] クラス指定

編入学生のクラス分けは行いません。ただし、授業科目の性質から、適正人数(少人数等)で授業を行うためにクラス指定された場合は、授業担当教員の指示に従ってください。

[2] 修得(認定)済科目の履修

編入学時に個別に認定された科目及び編入学後に単位を修得又は認定された科目は、履修することができません。